

## 救助業務の高度化等分科会での検討対象等

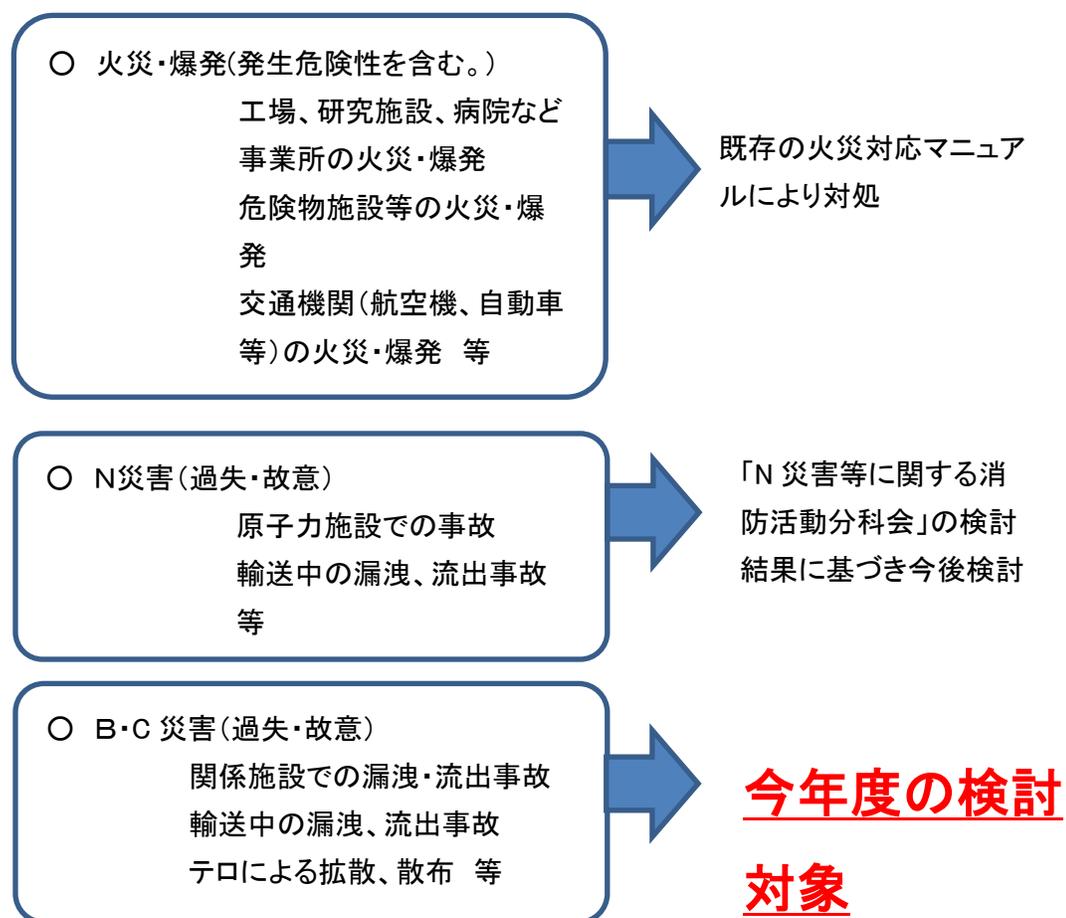
## 第1章 本分科会の目的

NBC災害対応資機材の高性能化等に伴う検知、除染等の活動手法の変化や実災害での活動結果等を踏まえ、技術的な観点から現行の「生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の内容見直しを行う。

## 第2章 本分科会での検討対象

放射性物質（N）、病原体（B）及び化学物質（C）の漏洩、拡散、流出及び散布の事故等（過失及び故意）に伴う、原因物質の有害性又は有毒性に起因した被害の軽減のための消防機関の現場活動、安全管理、部隊編成等の諸活動を検討対象とする。

## ○検討対象のイメージ図



- ※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)に定める第1、2類感染症及び新感染症(新型インフルエンザ等)の感染症の発生に対しては、防疫業務として衛生部局(保健所)が対処する。原則としては、分科会での検討の対象外であるが、事実上原因が判明するまでの初動時対応を行う場合があるので関連部分のみ検討対象とした。
- ※2 感染症予防法に定める感染症に係る災害(生物剤テロ、生物剤事故を含む。)の患者(疑いを含む。)搬送については、原則として都道府県知事が行うため、一部を除き本検討会の検討対象外とした。
- ※3 省令等に基づく現行制度等は、本分科会での検討の対象外とする。
- ※4 他機関との連携活動に関しては、各機関の消防機関に係る部分の任務・役割のあり方を検討対象とした。

## 第2章 マニュアル使用対象者

本マニュアルは、(1)～(3)の対象者が実践的に活動できるような内容を盛り込んでいる。

- (1) 消防本部の通信指令部署(以下「消防指令室」という。)の指令員
- (2) 消防本部における生物・化学テロ災害時の対策本部(以下「消防対策本部」という。)の関係職員
- (3) 災害現場で活動する隊員及び指揮者

## 第3章 マニュアルの検討条件等

- (1) 119 番通報受信時～原因物質の同定(推定)までの間は、原因物質(生物剤、化学剤、その他の原因)、発生原因(事故、テロ)が断定できるような場合は非常に少ないと考えられる。

本マニュアルでは、災害の状況が判明するまでは、全ての可能性を考慮した活動を実施することが必要と考え、生物剤、化学剤の両面に対応する内容となっている。

- (2) 生物災害(テロ災害含む。)の発生においては、発症までの潜伏期間があることから、研究施設等での生物剤の漏洩事故や犯行宣言のあった生物剤テロなどを除き、消防機関が部隊で対応するケースはほとんどないと考えられる。

本マニュアルでの生物災害の対象は、こういった一部のケースに該当することが判明した時点からの活動について検討することとした。

- (3) 本マニュアルでは、生物剤、化学剤のテロ災害への対応を中心に検討した。研究施設、化学工場等での漏洩事故も検討対象としているが、その対応については、同定(推定)対象物質の絞り込みが比較的容易で、初動時から生物剤、化学剤に特化した対応が可能なことなどから、テロ災害のマニュアルを準用するものとした。
- (4) 天然痘患者への対応については、感染症予防法に基づき、厚生労働省より「天然痘対応指針」が出され、患者の移送などを含め、都道府県知事(衛生部局・保健所)が中心に対応することになっている。対応の一部に消防機関が協力する可能性があるため、巻末に参考資料として掲載した。